条 例 見 直 し 調 書

			作成年度	令和	元年度	次回見直し予定	令和6年度	
条	例 名	神奈川県立自然公	·園条例		-			
条	例 番 号	昭和34年神奈川県条例第6号 法規集 第5編第2章第2節						
所	管 室 課	環境農政局緑政部自然環境保全課						
条	例の概要	優れた自然の風景地を保護するとともに、利用の増進を図るために、自然公						
		園法の規定に基づき、県立自然公園の指定や当該公園の区域内における行為の						
	_	規制等について必要な事項を定めている。						
検	視点		検 討	内	容		備考	
	必要性 現在でも必 要な条例 か。	自然公園法第 73 県立自然公園の指5 等を定めたもので、 利用者数は増加傾「 その優れた自然の」 る必要があることが	定や当該公園 本条例に基 向にあり、引 虱景を保護す	の区域 づき指 き続き ると	i内におけ i定した県 : 県立自然 : もに、和	さ行為の規制 は立自然公園の 対公園として、 はの増進を図	県立自然公園 の指定状況 (平成31年4月1日現在) 4箇所、 17,210ha	
	有効性	続き必要な条例でる 自然公園法の規定		同法と	同様に、	県立自然公園	許認可件数	
	現行の内容で課題が解決できるか。	の保護又は利用のための規制及び施設に関する計画の決定 や、当該計画に基づく施設整備及び行為の規制等を規定し、 その施設整備及び行為の規制等によって、自然公園の目的で ある優れた自然の風景地の保護と利用の増進が図られてお り、有効に機能している。					平成 30 年度:62 件 平成 29 年度:77 件 平成 28 年度:65 件 平成 27 年度:61 件 平成 26 年度:68 件	
	効率性 現行の内容 で効率的と いえるか。	自然公園法の規定に基づき、県立自然公園の指定や当該公園の区域内における行為の規制等を定めたもので、条例の目的達成のため、効率的な内容となっている。 なお、条例の運用に当たっては、市町村と協議の上、市町村が処理することが適当と認められる事務については、市町村に権限移譲するなど、条例の目的達成のため、効率的に機能している。 本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」(基本構想)の政策分野「エネルギー・環境」の「自然環境の保全・再生と活用」に合致する。また、「かながわ生物多様性計画」の「法令・制度を通じた生態系の保全」にも位置付けられており、県政の基本方針に適合している。 指定区域内の一定の行為について規制する規定や罰則規定を有するが、自然公園法の規定による規制の範囲内において						
討	基本方針適合性 県政の基本的な方針に適合してい							
	適法性憲法、法令							
	に抵触しないか。	条例で必要な規制を定めることができるとの同法の規定に基づき規定しているものであり、過度な規制ではなく、憲法や 法令に抵触するものではない。						
	その他							
見	1 改正・廃止及び運用の改善等の場		<u></u> 込要はない。			理由	等	
直	2 改正・廃止	改善等を検討 [・]	する。	現行组		課題は見受けら		
し	3 改正を検討	の必要はない。		れず、雰	見時点では改正・	廃止及び運用の		
結	4 改正及び遺	3 .		改善等0	O必要はない。			
果	5 廃止を検討する。							